行動援護のサービス提供責任者・従事者の資格要件

１　サービス提供責任者

　　行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者で、知的障害者（児）又は精神障害者（児）の直接支援業務に３年以上の従事経験を有するもの。

２　従事者

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者で、知的障害者（児）又は精神障害者（児）の直接支援業務に１年以上の従事経験を有するもの。

令和９年３月３１日までの経過措置

　令和３年３月３１日において、以下の資格要件・実務要件を有していた場合、令和９年３月３１日までの経過措置があります。

１　サービス提供責任者

居宅介護サービス提供責任者要件を満たす者又は居宅介護職員初任者研修の過程を修了した者であって、３年以上介護等の業務に従事した者のいずれかの要件に該当し、かつ、知的障害者（児）又は精神障害者（児）の直接支援業務に５年以上の従事経験がある者にあっては要件に該当するとみなす。

２　従業者

居宅介護従業者要件を満たす者で、知的障害者（児）又は精神障害者（児）の直接支援業務の経験が２年以上ある者にあっては要件に該当するとみなす。

　　経過措置終了までに計画的な研修受講に努めてください。